

日本政府の UPR（第 3 サイクル）審査に関する在日コリアン弁護士協会

（LAZAK）の報告

－在日コリアンに対する差別に関して－

2017 年 3 月 30 日

1. はじめに

2016 年 6 月末日現在、約 40 万人のコリアンが永住資格を持つ外国人として生活している¹。このうち、約 35 万人は、20 世紀前半の日本による朝鮮半島及び台湾での植民地統治時代に日本での生活を余儀なくされた者とその子孫である。

これらの特別永住資格を持つ在日コリアン（約 35 万人）は、1910 年に日本による朝鮮半島の植民地統治が開始してから、1952 年のサンフランシスコ講和条約により日本が独立を回復するまでの間、日本国籍を有していた者とその子孫である。すなわち、第二次大戦以前には、日本に在住する在日コリアンは、日本国籍者として参政権を認められていた²。

しかし、日本政府は、1952 年に締結されたサンフランシスコ講和条約の発効後、在日コリアンと在日台湾人の同意を得ることなく日本国籍を剥奪した³。

このようにして、在日コリアンの日本国籍を剥奪した後、日本政府は、在日コリアンの人権を制約してきた。

以下では、今なお続く在日コリアンに対する差別の状況を報告する。

2. 本報告に関連する UPR の第二サイクルにおける勧告

¹ 日本には、永住資格として、一般永住資格と特別永住資格の二種類がある。Miki Y. Ishikida, *Living Together: Minority People and Disadvantaged Groups in Japan*, 3-2-1 (2005)。
http://www.usjp.org/livingtogether_en.html#mozTocId637851.

この他にも、日本には、コリアンの民族的ルーツを持つ日本人が存在する。これらの、コリア系日本人は、コリアンから帰化した者及びその子孫と、親又は祖父母が日本人と結婚したコリアン及びその子孫からなる。日本政府は、コリアンの民族的ルーツを持つ日本国民についての統計を収集しておらず、日本国籍を持つ在日コリアンの全体数についての公的な統計はない。

² 実際に、1945 年以前には、383 人の日本に在住する朝鮮半島出身者が、国会議員選挙、又は、地方議会議員選挙に立候補し、そのうち、96 人が当選している。

³ 1952 年に締結されたサンフランシスコ講和条約には、日本に継続して住むコリアンの国籍について定める条項は設けられていなかったが、国籍剥奪措置は、法務府民事局長の通達により実施された。法務府民事局長通達は法的な根拠がなく、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とする憲法 10 条に違反すると考えられる。

⁴ 日本の最高裁判所は、一貫してこの国籍剥奪措置を是認する立場を示している。最高裁判所判決昭和 36 年 4 月 5 日 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_en/detail?id=17.

本報告に関連する UPR の第二サイクルにおける勧告は以下のとおりである。これらの勧告は効果的に実施されていない：A/HRC/22/14, パラグラフ 147.34 (カナダ), 147.35 (南アフリカ), 147.36 (スイス), 147.37 (ウズベキスタン), 147.40 (イラン), 147.63 (キューバ), 147.64 (パレスチナ), 147.84 (ナミビア), 147.85 (ノルウェー), 147.91 (朝鮮民主主義人民共和国), 147.92 (チュニジア), 147.160 (ドイツ), 147.161 (リビア), 147.163 (ミャンマー), and 147.166 (スーダン)。それぞれの勧告の中身については、別紙をご参照いただきたい。

本報告書の各章においては、UPR の第二サイクルにおける勧告の履行状況と、関連する勧告についての最近の状況についても触れられている。

3. 民族的又は種族的(National or Ethnic)マイノリティとしての権利の否定

(1) 背景

日本政府は、在日コリアンが自由権規約 27 条に該当する民族的又は種族的(national or ethnic)マイノリティであることを一貫して否定している⁵。また、日本には、在日コリアンの、文化的、言語的独自性を保護し、また、その独自性を促進するための条件を整備するための政策は一切存在しない⁶。

(2) UPR の第二サイクルにおける勧告の実施状況

勧告の実施状況：実施されていない。

日本政府の中間報告書への評価：日本政府が、2017 年 1 月に提出した中間報告書においては、在日コリアンはマイノリティとして取り扱われていない⁷。

(3) 提言

- 日本政府は、旧植民地出身者である在日コリアンについて、原則として日本国籍者と同等の権利を確保するために、旧植民地出身者及びその子孫の権利を保障する総合的な基本法を制定すべきである。上記の基本法においては、在日コリアン及びその子孫を、国際人権条約及び国連マイノリティ権利宣言が規定するマイノリティであると認め、在日コリアンの民族的、文化的、言語的独自性を保護し、その独自性を促進するための条件を整備するための具体的内容を盛り込むべきである。
- 日本政府及び地方公共団体は、少なくとも在日コリアンが一定数以上在籍する学校においては、在日コリアンの民族の言語や文化、歴史を学習する民族学級の設

⁵ 例えば、日本政府が提出した、自由権規約委員会に 2012 年に提出した政府報告書の、自由権規約 27 条の記載項目においては、在日コリアンについては一切言及されていない。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054775.pdf>

⁶ 日本政府は、自由権規約 27 条のマイノリティに該当するためには、日本国籍が必要であるとする立場を取っていると解されるが、これは国際人権法に違反するものである。例えば、国連の自由権規約委員会が出した一般的意見 23、Paragraph 5 は「締約国は、第 27 条に基づく権利を享受する者をその市民に制限してはならない」と定めている。

⁷ 日本政府は、民族的マイノリティに関連しては、アイヌ民族についての政策しか報告していない。日本政府「UPR の第二サイクルに出された勧告の実施状況に関する中間報告」2017 年 1 月。勧告 161(リビア)への回答参照。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000225031.pdf>

置を制度として保障すべきである。

4. 包括的な差別禁止法の不在

(1) 背景

日本においては、とりわけ、住居、就職、結婚等の分野で、在日コリアンを始めとする外国人及び人種的・民族的少数者に対する差別が続いている。

特に、外国人であることを理由とした、住居差別の事例は後を絶たない⁸。この他、在日コリアンは、就職・結婚における差別や、本書の第5章で言及するヘイトスピーチやヘイトクライムなどの差別に直面している。

日本政府による差別経験の実態調査は行われてきておらず、人種差別及び国籍差別の問題が可視化されてこなかった⁹。

(2) UPRの第二サイクルにおける勧告の実施状況

勧告の実施状況：実施されていない。

日本政府の中間報告書への評価：日本政府の主張に反し¹⁰、憲法14条1項は、在日コリアンを始めとする外国人や人種的・民族的マイノリティに対する差別を是正するための条文として機能していない。また、限定された個別分野における差別禁止規定のみでは、社会に広く存在する国籍差別及び人種差別に十分に対処できていない。

また、日本政府の主張と異なり¹¹、救済手続を取り扱う人権擁護局の職員や、個別事案に関する一時的な相談を取り扱う人権擁護委員は、日本国籍を持つ者に限られており、在日コリアンを始めとする外国人等の差別実態について十分な知識を持たないため、在日コリアンを始めとする外国人やマイノリティが相談に行くことを躊躇させている。また、救済の対象となる「人権侵犯」の要件が狭いため、人種差別や外国人差別に対して十分な対処ができていない¹²。また、人権救済申立手続においては、申立人に対しても、救済申立が棄却された場合の理由が示されない点も問題である。

⁸ 国及び地方自治体ともに、外国人住民の入居差別に関して定期的な実態調査を行っているところはないが、例えば、大阪市が2009年に実施した外国籍住民に対するアンケート調査によると、アンケートに回答した大阪市に居住する外国籍住民のうち3割強が住宅・入居に関して、また、約4割が就職・雇用の場面で、何らかの差別や不愉快な経験を受けたことがあるとしている。

⁹ なお、日本政府は、外国人を対象にした差別の実態調査等を2016年11月に始めて実施した。本報告書提出時点においては、結果は公表されていない。

¹⁰ 日本政府は、憲法14条1項が、人種差別を含む不合理な差別を禁止しているほか、雇用、教育、医療、交通等の公共性の高い分野について分野別の差別禁止規定が設けられていると主張する。日本政府「UPRの第二サイクルに出された勧告の実施状況に関する中間報告」2017年1月。勧告35(南アフリカ)及び64(パレスチナ)への回答参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000225031.pdf>

¹¹ 日本政府は、個別の人権侵害事案に関しては、法務省の人権擁護機関が適切に対応しているとする。上記中間報告。勧告34(カナダ)への回答参照。

¹² 例えば、2016年7月頃人種差別主義団体である「在特会」の元代表である桜井誠氏が、民団東京本部前で、以下のような在日コリアンへの差別的発言を街宣活動を行った：

「君たちはいずれ韓国に帰るだろーよ。さっさと帰れ。」「民団の人間はさっさと日本から出て行け。」「犯罪韓国人がこれだけ大勢いる。」

にもかかわらず、民団中央本部の人権救済申立は棄却されている。

この他、人権擁護局の出す勧告には強制力がないため、人権擁護局が人種差別等を理由に勧告を出したにも関わらず、勧告の内容に公然と反抗し、人種差別的言動を繰り返す者もいる¹³。

(3) 提言

- 日本政府は、国籍差別及び人種差別に関する実態調査を定期的に行うべきである。その際、国籍別及び民族的出身別に分けられた社会的経済的指標に関する包括的で、信頼に足る最新の統計データを集めるべきである。
- 日本政府は、直接的又は間接的な人種差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定すべきである。また、人種差別及び国籍差別の被害者が適切な法的救済を追求することを可能にすべく、パリ原則に従った独立した国内人権機関の設置を行うべきである。

5. 在日コリアンは、地方選挙権すら行使できない。

(1) 背景

日本においては、国政選挙及び地方公共団体の選挙の選挙権は日本国籍を有する者のみ与えられている¹⁴。また、最高裁判所も、在日コリアンに地方自治体の選挙権を与えるか否かは、国の立法裁量の問題であるとしている¹⁵。

日本の国籍法は、厳格な血統主義を基調とする国籍法であるため、父母が外国籍である子は、日本で出生したとしても、日本国籍を取得しない。このため、1952年に民族的・種族的出身を理由に日本国籍を剥奪された在日コリアンの子孫は、両親のどちらかが日本人と結婚していない限り、日本国籍を取得しないことになる¹⁶。

もちろん、日本の国籍法にも、帰化手続の規定がある。しかし、日本では、帰化手続もまた、民族主義的・種族主義的に運用されてきた¹⁷。

¹³ 例えば、在特会の桜井氏は、2015年12月に朝鮮大学校前での人種差別的言動を理由に、人権擁護局からの勧告を受けたものの、この勧告を受け入れず、勧告書自体を破り捨てている様子を撮影した動画をインターネット上で配信した。

¹⁴ 日本の公職選挙法第9条第1項は、「日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と規定し、同法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」とする。地方自治法第11条は、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。」と規定し、さらに同法第18条は、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定する。

¹⁵ 最高裁判所判決平成7年2月28日。http://www.courts.go.jp/app/hanrei_en/detail?id=201 参照。

¹⁶ このような国籍法の下では、4世、5世になっても外国籍のまま暮らす在日コリアンの例もある。実際、1952年に日本国籍を剥奪された在日コリアンの中には、100年以上にわたり日本に居住してきた家族もいる。

¹⁷ 帰化の許否については、日本政府が自由かつ広汎な裁量を持つ。例えば、最近まで、日本風の姓名への変更を要求するなど、日本民族への民族的・文化的同化を帰化の条件とする運用がとられてきた。多くの在日コリアンが、文化的同化の圧力と、差別に対する恐怖を理由に、帰化の際に、韓国式の氏を日本式の

このような選挙法制及び日本の国籍法の制度の下において、在日コリアンは、現在においても、国政選挙及び地方公共団体の選挙のいずれにおいても投票権がない。もちろん、現在の在日コリアンの多くは、日本で生まれ育ち生活の本拠を日本に置いており、納税の義務等をはじめとして、日本人と同じ義務を履行しているにもかかわらずである。

なお、韓国では、2005年に公職選挙法が改正され、永住権を取得した外国人に対し地方選挙権が付与されており、日本政府の立場は相互主義の見地からも問題である。

(2) UPR の第二サイクルにおける勧告の実施状況

勧告の実施状況：実施されていない。

日本政府の中間報告書への評価：外国人の地方選挙権については、日本政府は追加の報告を行っていない。在日コリアンを含む旧植民地出身者への地方選挙権の否定は、自由権規約 2 条及び 26 条、人種差別撤廃条約 2 条及び 5 条(c)、及び国連マイノリティ権利に反するものである¹⁸。

(3) 提言

- 日本政府は、在日コリアン等の旧植民地出身者を含む永住外国人に対して、その歴史的経緯と生活実態に鑑み、少なくとも地方公共団体の選挙における選挙権を保障すべきである。

6. 公務就任権の制限

(1) 背景

日本政府は、「公権力の行使、又は、公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」との立場に立っており、最高裁判所もこの見解を支持している¹⁹。そのため、在日コリアンを含む外国人は国家公務員にはなれず、多くの地方自治体において、管理職への就任又は昇任が制限されている²⁰。

氏に変えている。また、現在においても、日本政府は、在日コリアンの人名に用いられる漢字の一部を日本の氏に使用することを認めておらず、帰化に際して氏を変更せざるを得ない者がいる。さらに、民団をはじめとする民族団体への所属を理由に、帰化申請が拒否されていると思われる事例が今に至るも存在する。そのため、日本社会では、帰化を、法的な国籍取得にとどまらない、日本民族への民族的・文化的同化を意味するものと理解する傾向が強い。また、ほとんどの旧宗主国が旧植民地出身者の帰化手続に関しては特別な定めを置いているのに対し、日本の国籍法には、これらの規定は置かれていない。なお、OECD 加盟国の中で、血統主義を採用し、重国籍を認めず、かつ外国人に何らの参政権を付与していない国は、日本だけである。

¹⁸ 国連マイノリティ権利宣言の注釈は、以下のように規定する(E/CN.4/Sub.2/AC.5/2005/2, para 50)。

「マイノリティに属する人々が市民権を獲得する上での障害は減らさなければならない。市民ではない住民の参加形態が、一定の居住期間を経過後の地方参政権や、市町村、地域、国の立法・決定議会に選ばれた非市民がオブザーバーとして参加することも含めて、開発されなければならない。」

¹⁹ 最高裁判決平成 17 年 1 月 26 日。http://www.courts.go.jp/app/hanrei_en/detail?id=732. 参照。

²⁰ 一例として、特別永住資格を有する在日コリアンの保健師が管理職選考試験の受験を日本国籍でないという理由で拒否された事案において、最高裁は、日本国民である職員に限って管理職に昇任する措置を講じることも合理的であり違法ではないとした（最高裁判決平成 17 年 1 月 26 日。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_en/detail?id=732. 参照)。

この他、調停委員²²、司法委員²³、消防職員などのほか、人権擁護委員²⁴、民生委員²⁵、児童委員²⁶等の公職からも外国人は一律に排除されている。

しかしながら、日本人と何ら変わる事のない職務を担当し、同等の資質を兼ね備えた外国人公務員を管理職から一律に排除することは、外国人の職業選択の自由を過度に制約するものであり合理性がない。また、外国籍公務員の大部分は、1952年に国籍を一方的に剥奪された旧植民地出身者である在日コリアンとその子孫であるが、その多くは日本国内で出生し、日本文化の中で生活し、日本語を完璧に話し、日本人と同様の社会生活を営んでいる。このような在日コリアンに対する別異の取扱いは、形式的には国籍による区別の問題に見えても、実質的には民族的出自による差別であり、人種差別撤廃条約第5条(c)及び第5条(e)(i)に違反する²⁷。

(2) UPRの第二サイクルにおける勧告の実施状況

勧告の履行状況：実施されていない。

日本政府の報告への評価：外国人の公務就任権については、日本政府は何ら情報提供を行っていない。

(3) 提言

- 地方公務員の管理職に外国人が昇任することを禁止する法律、行政規則、及び制度運用を撤廃すべきである。
- 調停委員、司法委員、消防職員等の公務員について、外国人の任用を禁じる内容の法律、行政規則、制度運用を撤廃すべきである。

7. ヘイトスピーチ及びヘイトクライム²⁸

²¹ また、公立学校の外国籍教員について、文部科学大臣は、1991年に地方自治体に外国籍者の教員採用選考試験受験を認める通達を出したが、その身分については、通常、日本人教員に適用される「教諭」ではなく、「任用の期限を附さない常勤講師」とすべきとした。管理職に登用される身分は「教諭」のみであるため、多くの自治体において、外国籍教員が管理職となることができない。

²² 調停委員は、弁護士会の推薦を受けた弁護士の中から最高裁によって任命される。調停委員は、民事調停及び家事調停の手続において、当事者の話し合いを仲介し、合意に至るよう調整する役割を担う。

²³ 弁護士が司法委員になる場合、弁護士会の推薦を受け、地方裁判所より任命される。司法委員は、簡易裁判所の和解手続において、当事者の話し合いを調整する役割を担う。

²⁴ 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアである。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものである。人権擁護委員は無報酬であるが、2017年1月現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されている。

²⁵ 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとされている。

²⁶ 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うとされている。

²⁷ CERD/C/JPN/CO/7-9, para13.

²⁸ 2014年7月までの日本におけるヘイトスピーチの状況については、以下を参照。

<http://www.lazak.jp/2014/09/10/LAZAK%20%5BCERD%20Shadow%20Report%5D%202014.07.%81iEnglish%20Over%81j.pdf>

(1) 背景

2000年代に入り、日本においては在日コリアンをはじめとする人種的マイノリティを対象とした排外主義が急速に広がっている。近時は、インターネットを通じて会員を集めた排外主義団体が、街頭で主に在日コリアンを攻撃対象としたデモを繰り返している²⁹。これらのデモの中には、例えば、朝鮮学校を襲撃したヘイトクライムや、在日コリアンタウンが多い地域において「死ね」「殺せ」などと連呼した事例も含まれる³⁰。この他、インターネット上には、在日コリアンをはじめとする人種的マイノリティに対する匿名での差別的書き込みがあふれている。日本政府は、ヘイトスピーチの蔓延する状況に対して、2016年6月まで、何ら実効性のある対策をとってこなかった。例えば、日本政府は、ヘイトスピーチに関しては、現行法で対処可能と繰り返し述べてきた³¹。

2016年6月に、ようやく、在日コリアンや外国人へのヘイトスピーチに対処することを目的とする法律が成立した³²。しかし、同法は単なる理念法であり、禁止規定を持たない。また、同法では、国及び地方自治体に対して、ヘイトスピーチの解消のための教育活動や相談体制の整備を定めているが、教育活動や相談体制の整備は自治体レベルにおいても政府レベルでも具体的施策に結びついていない。

法律の成立以降も、今なお、在日コリアンを始めとする外国人への差別を扇動するデモ・街宣は続いている³⁴。この他、日本においては、地震等の災害発生時に、韓国人や中国人が犯罪を行っている等の虚偽情報が広まるという現象も指摘されている³⁵。

また、法律が成立した後も、インターネット上にあふれる、在日コリアンを対象とする

²⁹ 法務省が2012年4月から2015年9月までの期間でのヘイトスピーチの行動実態に関して調査したところ、総数で1152件に上っている。また特定の民族等を一律に排斥したり、危害を加える内容なども多数あった。これを受けて法務省は2016年3月に明らかにした調査結果の報告で、ヘイトスピーチは「いまだ沈静化したとは言えない」と述べている。<http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf> 参照。

³⁰ 2014年7月までの事例については、民団が作成した以下の報告書を参照。

http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CERD/Shared%20Documents/JPN/INT_CERD_NGO_JPN_17699_E.pdf

³¹ CERD/C/JPN/7-9, para 86.

³² 新しい法律は、国内の在日コリアン及びその支持者のアドボカシー活動や、国連の条約機関の勧告等をはじめとする国際的な圧力等の結果成立した。自由権規約委員会からの勧告については、CCPR/C/JPN/CO/6, para 12を参照。人種差別撤廃条約委員会の勧告については、CERD/C/JPN/CO/7-9, para 11を参照。

³³ この法律の英文テキストは以下のウェブサイトから入手可能である。

http://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_jinken04_00001.html

³⁴ 例えば、2016年7月頃人種差別主義団体である「在特会」の元代表である桜井誠氏が、民団東京本部前で、「君たちはいずれ韓国に帰るだろーよ。さっさと帰れ。」「民団の人間はさっさと日本から出て行け。」「犯罪韓国人がこれだけ大勢いる。」等の在日コリアンへの差別的内容を含む街宣活動を行っている。

³⁵ 例えば、2011年3月に発生した東日本大震災に際しては、当時はSNSで「被災地で外国人窃盗団が横行している」「外国人が遺体から金品を盗んでいる」といったデマが飛び交い、被災者の間でささやかれた。アンケート調査を実施した学者の調査結果によれば、アンケート回答者の、51.6%「被災地で外国人の犯罪があるといううわさを聞いた」と答えた、当該情報を信じた人は86.2%に上るとされている。なお、実際には、こうしたうわさが事実ではなく、治安が保たれていることについては、日本の警察が認めている。Julian Ryall, “Rumours after 2011 Japan earthquake pinned blame on Chinese, Koreans for crimes that didn’t happen,” South China Morning Post, March 16 2017, available at: <http://www.scmp.com/print/news/asia/east-asia/article/2079137/rumours-after-2011-japan-earthquake-pinned-blame-chinese-koreans>

ヘイトスピーチに対しては殆ど対策がとられていない。特に、近時は、虚偽のニュースを作り上げて、在日コリアンに対する差別を扇動するような事例が後を絶たない³⁶。

この他、メディアや企業が在日コリアンに対する差別を助長するような発言をすることも多い³⁷。こうしたインターネット上でのヘイトスピーチや、在日コリアンに対する差別を助長するような偽ニュースに対して、日本政府は中央レベルでも地方レベルでも、具体的な対策を何ら採っていない。

(2) UPR の第二サイクルにおける勧告の実施状況

勧告の実施状況：部分的に実施された。

日本政府の中間報告書への評価：2016年6月に法律が成立したことは評価できるが、この法律だけではヘイトスピーチの解消のために不十分であることは(1)で述べたとおりである。

また、日本政府の主張とは異なり³⁸、日本においては、差別的動機に基づく犯罪を一律に加重して処罰する「ヘイトクライム」法は存在せず、動機の悪質性を考慮するかどうかは裁判官の裁量である。また、在日コリアンに対する差別的動機に基づく犯罪において、動機の悪質性が考慮されることにより、量刑が通常よりも重くなった事例は、LAZAK が知る限り、確認されていない。

³⁶ 例えば、2017年1月に、「韓国人が日本人女児2人をデパートで強姦したが、韓国の裁判所で無罪判決を受けた」という虚偽の内容の記事がインターネットで配信され、Twitter や Facebook で約2万回にわたりシェアされた。Kota Hatachi, Daichi Ito, and Craig Silverman, “This Unemployed Guy Made Japanese Fake News And Ended Up Losing A Bunch Of Money”, BuzzFeed News, Feb 9 2017, available at: https://www.buzzfeed.com/kotahatachi/fake-in-japan?utm_term=.dxR4bNjbb#.tkvXYLvYY

³⁷ 例えば、日本の大手化粧品会社の一つである株式会社 DHC の子会社は、事実の裏付けがないにも関わらず、ある「在日コリアンが、テロ行為や犯罪行為の「黒幕」である」と誤解させる情報番組を作成し、この番組は東京 MX テレビを通じて放送された。PHILIP BRASOR, “Japan enters the post-truth age with distorted MXTV report on Okinawa protests,” The Japan Times, Feb 4 2017, available at: <http://www.japantimes.co.jp/news/2017/02/04/national/media-national/japan-enters-post-truth-age-distorted-mxtv-report-okinawa-protests/#.WNeaYBjCP-Y>

また、大阪のフジ住宅株式会社では、2013年以降、「(韓国人は)うそが蔓延している民族」「韓国は嘘をついても責任をとらない」「在日特権のありえない控除内容に驚きです。市県民税も所得税もなく、その上問題になっている生活保護の不正受給でお金までもらえて、在日の人からすれば日本は本当に居心地の良い国だと思います。それをまともな日本人が支えているようなもので、逆差別のような状況を生む特権は無くすべきです」などと在日コリアンへの差別を扇動するような内容の従業員が記した業務日報を、会長が全従業員に配ったといった事例も報告されている。See Daniel Krieger and Noriko Norica-Panayota Kitano, “Japan combats rise in hate speech,” Aljazeera America, Nov 30 2015, available at <http://america.aljazeera.com/articles/2015/11/30/japan-encounters-rise-in-hate-speech.html>

また、2017年2月には、大阪市所在の幼稚園の副園長が、保護者に、「よこしまな考えを持った在日韓国人や支那人」などと記載された韓国人や中国人に対して差別的な発言が盛り込まれた文書を配布していたことが明らかになった。See Kyodo, “Nationalist Osaka preschool draws heat for distributing slurs against Koreans and Chinese,” The Japan Times, Feb 17, 2017, available at

<http://www.japantimes.co.jp/news/2017/02/17/national/osaka-preschool-scrutinized-passing-slurs-koreans-chinese/>

³⁸ 日本政府は、「動機の悪質性が適切に立証され、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している」とする。日本政府「UPR の第二サイクルに出された勧告の実施状況に関する中間報告」2017年1月。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000225031.pdf> (日本政府の勧告34(カナダ)に対する回答参照。)

(3) 提言

- 国及び地方自治体は、ヘイトスピーチ解消法に基づき、相談体制の整備、教育活動、啓発活動を具体的に実施すべきである。また、上記の活動の具体的実施のために、必要なリソースを割り当てるべきである。
- 国及び地方自治体は、人種差別を助長し扇動する団体のデモ及び集会、公共の施設等の利用を禁止すべきである。
- 国及び地方自治体、インターネット上のヘイトスピーチに関し、被害集団の申立を待たなくとも、ヘイトスピーチ等の削除を事業者等に命じられる体制を整備すべきである。また、国及び地方自治体は、マイノリティ集団への差別を扇動する虚偽の情報については、虚偽が明らかになった時点で速やかに情報が虚偽であることを明らかにし、当該情報の削除を事業者等に命じられる体制を整備すべきである。
- 日本政府は、人種差別撤廃条約4条(a)(b)に関する留保を撤回し、ヘイトスピーチを法律で処罰すべき違法行為又は犯罪であると認めて直接的に法的規制・処罰の対象とする立法の策定に努力すべきである。

8. 朝鮮学校の高等学校等就学支援金制度からの排除

(1) 背景

(i) 朝鮮学校の高等学校等就学支援金制度からの排除

第2次世界大戦終了後、日本に居住する朝鮮人達は、自身の子どもたちを教育する施設として朝鮮学校を設立した³⁹。朝鮮学校においては、基本的に授業は朝鮮語で実施され、朝鮮の歴史や社会についてもカリキュラムに盛り込まれている⁴⁰。

朝鮮学校をはじめとする外国人学校は国庫からの助成金を受けられない(後述の高等学校等就学支援金制度を除く。)。また、地方自治体からは、一定の補助金を受けているが(補助金の額は自治体に応じて区々である。)、その額は、地方自治体が日本の学校に対して支給する補助金に比べて大幅に少ない。

日本政府は、2010年4月から公立高校の授業料を無償にするとともに、国立・私立高校等の生徒に支援金を支給する制度(公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度)を開始した。この制度では、「各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に

³⁹ 現在朝鮮学校は日本の各地に存在するが、日本と外交関係のない朝鮮民主主義人民共和国とも関係を維持している。

⁴⁰ ただし、日本史や日本社会の仕組みについての教育も行われるなど、日本の教育制度とも一定の相似性をもっている。

⁴¹ 日本においては、基本的に日本語で書かれた検定教科書を使用して授業を行う教育施設を「学校」としているため(教育基本法第1条、第34条1項、第49条、第62条、第70条、第82条)、朝鮮学校をはじめとする外国人が母国語で独自の教育を行う施設は「学校」として国の認可を受けることができない。ただし、学校教育に類する教育を行うものは「各種学校」として、自動車教習所などと同じく都道府県知事の認可を受けることは可能であるので、朝鮮学校を含む外国人を対象にした教育施設の多くは都道府県知事の認可を受け、「各種学校」という地位に置かれている。

類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定する学校」に在学する生徒であれば、国籍を問わず制度の対象としている⁴²。

このように、高等学校就学支援金制度は、各種学校として認可されている外国人学校についても制度の対象としているが⁴³、朝鮮学校だけが朝鮮民主主義人民共和国との外交的緊張を理由に、制度の対象から排除されている。

上記の措置により、これまでに朝鮮学校高級部の卒業生約 3000 人が高等学校就学支援金制度の対象から排除され、2016 年 7 月末日現在においても多くの高校生が高等学校就学支援金制度の対象から除外されている。

このように、北朝鮮との外交問題を理由として、教育施設に通う在日コリアン学生を高等学校就学支援金制度の対象から排除するのは、教育に対する権利についての人種差別であることは明らかである⁴⁴。

(ii) 地方自治体の補助金の減少

朝鮮学校に対しては、都道府県や市町村からの補助金が長年支給されてきたが、朝鮮学校の高校無償化からの排除を背景にして、補助金の打ち切り・減少が相次いでいる。具体的には、大阪府及び大阪市が 2011 年度に補助金を不支給にしたことを皮切りに⁴⁵、補助金の打ち切り、廃止の動きが全国に広がり、朝鮮学校がある 28 道府県のうち 8 都府県が 2013 年度の予算案に朝鮮学校への補助金を計上しなかった。また、市町村レベルにおいても、補助金の不支給の動きが続いている。これらの補助金の不支給に際しては、多くの自治体が、北朝鮮の核実験や拉致問題の進展がないことを理由として挙げており、不支給の決定に際して政治的な考慮が働いていることは明確である。2016 年 3 月には、文部科学大臣が、地方自治体は朝鮮学校への補助金支給を慎重に判断すべき旨の通知を発出し、かかる通知が出された後に茨城県が補助金の支給を打ち切るに至った。

子どもたち自身がどうすることもできない国外の政治的な事件の責任を子どもたちに

⁴² 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条 5 号、同施行規則第 1 条 2 号。

⁴³ このうち外国人学校については、(a) 大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの、(b) 国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの、(c) a 及び b に掲げるもののほか、「高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」が制度の対象となっていた。朝鮮学校については朝鮮民主主義人民共和国との外交関係がなく教育課程が確認できないという理由で(a)の対象から外れ、朝鮮学校は、国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていないため、(b)の対象にもならない。したがって、朝鮮学校に高等学校就学支援金制度が適用されるためには、(c)が規定する文部科学大臣の指定を受ける必要がある。対象校指定の申請期限である 2010 年 11 月 30 日までに 10 校の朝鮮学校により申請が行われたにもかかわらず、文部科学大臣は 2 年以上も結論を出さなかった。

さらに、2013 年 2 月 20 日、文部科学大臣は(c)を削除する省令改正を行い、朝鮮学校を制度の対象から排除した。省令改正にあたって文部科学大臣は、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点では国民の理解を得られないと考えております」との見解を表明しており、施行規則の改正が、朝鮮民主主義人民共和国との政治的関係によることは明白である。

⁴⁴ CERD/C/JPN/CO/7-9, para 19.

⁴⁵ なお、学校法人大阪朝鮮学園が大阪府と大阪市を相手取り、補助金不交付処分の取消などを求めた裁判において、2017 年 1 月 26 日、大阪地方裁判所は大阪朝鮮学園の請求を全て却下、棄却する判決を言い渡している。事件は大阪高等裁判所に係属中である。

負担させることは、朝鮮学校に通う在日コリアンの教育を受ける権利を侵害するものである⁴⁶。

(2) UPR の第二サイクルにおける勧告の実施状況

勧告の実施状況：実施されていない。

日本政府の中間報告書への評価：朝鮮学校の高校無償化からの排除及び、朝鮮学校への地方自治体の補助金減少の問題については、日本政府は何らの情報提供を行っていない。

(3) 提言

- 日本政府は、朝鮮学校についても高等学校就学支援金制度の対象に含めるべきである。
- 日本政府は、地方自治体が、朝鮮学校への補助金支給の停止及び廃止措置を撤回し、補助金の支給を再開することを確保すべきである。

⁴⁶ CERD/C/JPN/CO/7-9, para 19.